

指定袋・ごみ証紙について！

指定袋・ごみ証紙を使って出してください。

よろしくお願いします

ペットボトルの袋にその他のプラスチックを入れたり、指定袋以外の袋にごみを入れて出す方がいます。

ごみの種類ごとに指定袋がありますのでルールを守って出して下さい。



①ごみ指定袋（証紙）の種類について

ごみ出し時に使用できる指定袋は、平取町外2町衛生施設組合が作成し販売している指定袋となります。

他市町村で販売しているごみ指定袋は使用できませんのでご注意ください。

当組合の指定袋、ごみ処理証紙は次の種類になります。



ごみの種類によって指定袋を使い分けていただく形になります。分別方法や種類については、分別大事典をご確認ください。わからない部分がありましたらご連絡いただければご説明させていただきます。

②ごみ排出場所について

一部の地域を除き、ごみステーションを利用していただく形となります。ごみステーションの管理者は町内会や、アパートの管理者になっています。利用される住民皆様の共有の財産となりますので、トラブル等の無いように、きちんとごみの分別を行ってください。分別が間違っている場合は、警告のシールを貼り付けさせていただきますので、速やかに出し直しをお願いします。

また、お住いの地区により収集日が違いますので収集カレンダーをご覧ください。

《平取町外2町衛生施設組合からのお知らせ》



ごみ出し間違っていないですか！



『事例』もえるごみを10kg以上（重量オーバー）で出している。

◎生ごみは、水切りを徹底して10kg以内にして出して下さい。

※生ごみの汁が出ないように工夫して出して下さい。

水分の多い生ごみは、悪臭や虫が発生する原因になります。



『事例』ペットボトルのラベル・キャップを付けたまま出している。

◎必ずラベル・キャップを外し水ですすいで出して下さい。

※ラベル・キャップは、その他のプラスチックへ



『事例』その他のプラスチックに汚れているプラやもえないごみ（タッパーなど）を混入して出している。

◎プラマークが付いている『容器・包装』が対象になりますので、水洗いをして出して下さい。

※汚れが取れないものは、もえるごみへ・タッパーなどは、もえないごみへ



『事例』中身が残っているもの・潰した缶・缶詰のフタを混入して出している。

◎中身を取り除き潰さずに、水ですすいで出して下さい。

※缶詰のフタは、もえないごみへ



『事例』空きびんのフタを付けて10kg以上で出している。

◎びんのフタを外し、水ですすぎ10kg以内にして出して下さい。

※金属のフタは、もえないごみへ・プラ製のフタは、その他のプラスチックへ

注 意

ごみ収集日以外のごみ出し禁止です！



ごみステーションはごみを保管する場所ではありません。

ごみの種類ごとに決められた日の朝8時30分までに
出して下さい。

『ルールを守って綺麗な町に』

裏面に続きます